

2012年12月7日

厚生労働大臣
三井 辨雄 殿

全国金融労働組合連合会
中央執行委員長 松木 静雄

要 請 書

労働環境等の改善に向けた貴省のご努力に敬意を表します。

このたび、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正され、来年4月1日から施行されます。

今回の改正は、厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢の段階的な引き上げに伴い、来年4月以降の60歳定年退職者に無年金状態が発生することに対応するものであり、従来之法改正とは大きく性格が異なるものです。

労使間での紛争の原因となっている継続雇用制度の対象者の選別基準を廃止するとしているものの、定年の引上げや定年の廃止ではなく、継続雇用制度を残すことによって、無年金状態であっても、最低賃金水準での賃金引き下げを可とするもので、到底、高齢者の生活を確保できるものとはなっていません。

さらに、貴省のホームページなどでわざわざ「個々の労働者の雇用義務ではない」「定年引き上げの義務化ではない」などと記載したり、Q&Aを作成して、労働条件の不利益変更など法改正の本来の趣旨を逸脱する脱法的なやり方を認めるような記載を行なっています。

これでは65歳までの雇用の安定に向けて、労使間で真摯に協議しているところにまで水をかける結果になりかねません。

「年金収入もゼロの上に、現役世代と同じように働きながら、生活できる収入が得られない」という事態を回避するため、法改正の趣旨に沿った踏み込んだ行政面での関与を要請します。

その他、「実態隠し」が巧妙かつ悪質化している金融機関の不払い残業の解消や、非正規労働者の労働条件改善、心の病の要因となっているパワーハラスメント対策などについて下記の通り、金融機関への指導の徹底・強化を図られるよう要請します。

記

1. 高齢者雇用安定法改正の趣旨に沿って、希望者全員の雇用継続と安定した賃金・労働条件の確保を行うよう指導すること。
2. 早朝を含め賃金不払い残業に対する各金融機関への指導を一層強化すること。併せて、金融機関の業界団体に対し、適正な労働時間管理を行うよう指導通達を出すこと。
3. 管理監督者の範囲について、旧労働省通達（昭和52年2月28日基発第105号、同年12月27日基発第37号）に基づき、所謂「名ばかり管理職」に対して、時間外労働賃金を適正に支払うよう指導すること。
4. 金融機関の長時間労働是正に向けて、慢性残業・休日出勤の改善や年次有給休暇の取得促進を図るよう指導すること。
5. パワーハラスメントやメンタルヘルス対策を徹底するよう指導すること。
6. 「労働契約法」「労働者派遣法」の改正の趣旨を踏まえ、非正規労働者の雇用確保・労働条件改善に向けた指導を行なうこと。

以 上